

2. 幅員構成要素の規定

(単位：m)

2.1 普通道路

種別	級別	車線	中央帯		路肩		自転車通行帯	歩道	自転車歩行者道	自転車道	植樹帯 〔標準〕	停車帯
			全体	側帯	左側	側帯						
1種	1級	3.5 (3.75)	4.5以上 (2)	0.75 (0.25)	2.5 以上 (1.75)	0.75 (0.5)						
	2級	3.5 (3.75)	4.5 (2)	0.75 (0.25)	2.5 (1.75)	0.75 (0.5)						
	3級	3.5	3 (1.5)	0.50 (0.25)	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)						
	4級	3.25	3 (1.5)	0.50 (0.25)	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)						
2種	1級	3.5 (3.25)	2.25 (1.5)	0.5 (0.25)	1.25	0.5						
	2級	3.25	1.75 (1.25)	0.5 (0.25)	1.25	0.5						
3種	1級	3.5	1.75 (1)	0.25	1.25 (0.75)		〔1.5以上 (1)〕	〔2以上 {3.5以上}〕	〔3以上 {4以上}〕	〔2以上 (1.5)〕	〔1.5〕	
	2級	3.25 (3.5)	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}	2 (1.5)	1.5	
	3級	3	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}	2 (1.5)	1.5	
	4級	2.75	1.75 (1)	0.25	0.75 (0.5)		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}		1.5	
	5級	4 (3) (車道)			0.5		〔1.5 (1)〕	〔2 {3.5}〕	〔3 {4}〕			
4種	1級	3.25 (3.50)	1	0.25	0.5		〔1.5 (1)〕	〔2 {3.5}〕	〔3 {4}〕	〔2 (1.5)〕	1.5	〔2.5 (1.5)〕
	2級	3	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}	2 (1.5)	1.5	2.5 (1.5)
	3級	3	1	0.25	0.5		1.5 (1)	2 {3.5}	3 {4}		〔1.5〕	〔2.5 (1.5)〕
	4級	4 (3) (車道)			0.5		〔1.5 (1)〕	〔2 {3.5}〕	〔3 {4}〕			

注1) 〔 〕は、必要に応じて設けるもの、() は、特例値、{ } は、歩行者の交通量が多い道路の場合。

2) 側帯の値は、中央帯、路肩の全体幅員の一部である。

3) トンネルの路肩の幅員は、第1種第1級、第1種第2級にあつては1m、第1種第3級、第1種第4級にあつては0.75m、第3種にあつては0.5m とすることができる。

4) 第1種第2級から第4級の道路にあつて、同方向の車線の数が1 (往復2車線) の道路における路肩の幅員は、上表と別に定める。

5) 歩道、自歩道の幅員は、横断歩道橋若しくは地下横断歩道を設ける場合にあつては3m、ベンチの上屋を設ける場合にあつては2m、並木を設ける場合にあつては1.5m、ベンチを設ける場合にあつては1m、その他の路上施設を設ける場合にあつては0.5m を加えた値とする。

6) 植樹帯の幅員は必要に応じ標準値を超えた適切な値とすることができる。

7) 歩道、自歩道には必要に応じ歩行者の滞留の用に供する部分を設けることができる。

8) 軌道敷の幅員は単線の場合3m 以上、複線の場合6m 以上とする。

9) 設計速度60km/h 以上の道路で、自動車及び自転車の交通量の多い道路や、自動車、自転車、歩行者の交通量の多い道路で必要がある場合には、自転車道を設ける。

2.2 小型道路（乗用車専用道路）

種別	級別	車線	路肩	
			左側	側帯
1 種	1 級	3.5	1.25 以上	0.25
	2 級	3.5 (3.25)	1.25	0.25
	3 級	3.25 (3)	1	0.25
	4 級	3	1	0.25
2 種	1 級	3.25 (3)	1	0.25
	2 級	3	1	0.25
3 種	1 級	3	0.75	
	2 級から 4 級まで	2.75	0.5	
4 種	1 級から 3 級まで	2.75	0.5	

注) 中央帯，自転車通行帯，歩道等については，普通道路と同じ。

3. 線形要素の規定

設計速度 (km/h)	曲線半径 (m)		緩和区間の長さ (m)	縦断勾配 (%)		視 距 (m)	縦断曲線半径 (m)		合成勾配 (%)
	標準	特例値		普通道路	小型道路		凸型	凹型	
120	710以上	570	100以上	2 以下	4 以下	210以上	11,000以上	4,000以上	10以下
100	460	380	85	3	4	160	6,500	3,000	10
80	280	230	70	4	7	110	3,000	2,000	10.5
60	150	120	50	5	8	75	1,400	1,000	10.5
50	100	80	40	6	9	55	800	700	11.5
40	60	50	35	7	10	40	450	450	11.5
30	30	—	25	8	11	30	250	250	11.5
20	15	—	20	9	12	20	100	100	11.5

注) 1. 縦断勾配以外の線形要素は普通道路と小型道路は同じ値をとる。

2. 縦断勾配は，地形その他の状況によりやむを得ない場合には，左欄の値に，第1種，第2種，第3種の普通道路にあつては3%，第4種の普通道路にあつては2%を加えた値以下とすることができる。また，小型道路にあつては，設計速度120km/h の道路にあつては5%以下，100km/h 道路にあつては6%以下とすることができる。